

令和元年度新規出店者誘致（開業）支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人たく21（以下「当法人」という。）定款第3条の事業のうち、多久市中心市街地エリアの空き店舗等で開業を行う対象事業となる事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、空き店舗等とは、元の店舗が閉鎖し、その後入居営業する者が決まっていない状態又は所有者が営業を続けるつもりがなく、閉鎖したままの状態の店舗（商業施設等に入居するテナントを除く。）若しくは居住その他の使用がなされていないことが常態である空き家をいう。

（補助の対象事業）

第3条 この補助金は、多久市中心市街地エリアの空き店舗等で新規起業者が開業を行う事業を対象とし、以下の各号に該当する者は対象外とする。

- （1）補助事業において既に補助金の交付を受けた者
- （2）政治、宗教活動等を目的とする事業を行おうとする者
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）の適用を受ける事業を行おうとする者
- （4）その他当法人が適当でないと認めた者

（補助対象経費）

第4条 補助事業の対象とする経費は、開業に必要な内装工事、外装工事、空調工事、給排水工事、電気工事費等（以下、「改装工事」という）とし、備品の購入等は含まないものとする。

（改装工事を行う業者）

第5条 改装工事を行う業者は、原則として市内に事業所を有する業者とする。ただし、当法人が認める場合その限りではない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、その限度額は100万円とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、以下の各号に掲げる申請書を当法人に提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 資金調達計画書
- (4) 販売計画書
- (5) 当法人が別に定めるもの

(補助金交付の決定)

第8条 当法人は、前条に基づく申請書を受理した場合は、当該申請に係る審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付の決定を行うものとする。

(補助金交付の決定通知)

第9条 当法人は、前条により補助金の交付を決定した場合は、申請者に対し、補助金額、交付の条件、請求の方法等所要の事項を通知するものとする。

(変更申請書等)

第10条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、補助金交付変更申請書を当法人に提出し、変更決定を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに書面により当法人に報告してその指示を受けなければならない。

(補助事業完了報告)

第11条 補助金交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業の完了後、直ちに補助事業完了報告書を10日以内に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 店舗改装工事の施工写真（施工前、施工中及び施工後がわかるもの）
- (2) 工事請負契約書
- (3) 工事請負代金の内訳書及び請求書・領収書
- (4) その他、当法人が提出を指示したもの

- 2 なお、前項の完了報告及びその後の店舗の営業開始については、原則令和2年2月末までとする。

(補助金の額の確定)

第12条 前条の報告を受けた場合、報告書等の書類の審査及び現地調査等により補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 補助事業者は、前条の規定により確定した補助金の額を補助金交付請求書により、当法人へ提出し交付を請求するものとする。

- 2 補助金の支払いは精算払いとする。ただし、当法人が特に認めた場合には概算払いの請求ができるものとする。
- 3 補助事業者は、領収書を当法人へ提出しなければならない。

(流用の禁止)

第14条 補助事業者は、交付された補助金を当該補助事業以外に流用してはならない。

(補助金交付の決定取消し及び補助金の返還)

第15条 当法人は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の交付の決定を取消し、又は返還させることができるものとする。

- (1) 補助金の交付の申請につき不正の事実があった場合
- (2) 補助事業を中止した場合
- (3) 補助事業を遂行する見込みがなくなると認めた場合
- (4) その他この要綱又は交付の条件に違反したと認めた場合
- (5) 市長もしくは、当法人の代表理事が不適切と認めた場合

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。